条 例 見 直 し 調 書

		作成年度 平成 26 年		平成 31 年度
条	例 名	神奈川県環境影響評価条例	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	17.70
二 条				
所管部局室課 環境農政局環境部環境計画課				
■ 所官部 同至 課 環境長政同環境部環境計画課 条 例 の 概 要 神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の				
示	別の恢安			
	業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が、あらか 知恵が、その結果を小表し、これに対する意見を住民なり			
		知事が、その結果を公表し、これに対する意見を住民及び市町村長に求め、事業者に対し、 環境保全上の見地から配慮を求めるための手続等に関する必要な事項を定めている。		
		検 討 内 容	光については ての	備 考 本名例の対象は 環
	必要性	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事		本条例の対象は、環境影響が使える対象
	現在でも、	│実施前に環境保全上の見地から適正な配慮が │ 例で東業の実施に際して行う理捨アセスメ		境影響評価法の対象 事業以外の一定規模
	必要な条 例か。	例で事業の実施に際して行う環境アセスメ: 悪ぎまは、大名別は、その日的達式のため!		
				以上の事業及び法の
	± ÷ h.llt	ある。	フドイニエトムドイニ ニ エルキナ	対象事業。
	有効性	環境アセスメントに関し、住民、事業者及		審査実績
	現行の内	定め、事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響 並に調査 ネット 関がるのは思たい		平成 21 年度 6 件
	容で課題	前に調査、予測、評価し、県がその結果を公 大阪社長から発見を聴き、東巻きの配慮を促		平成 22 年度 2 件
	│ が解決で │ │ きるか。	市町村長から意見を聴き、事業者の配慮を促		平成 23 年度 4 件
		画を環境保全上の見地からより良いものと		平成 24 年度 3 件
		しており、良好な環境の保全及び創造に資す	るものであることか	平成 25 年度 5 件
検	食 ら、本条例は目的達成のため有効である。 効率性 手続内容及び時期を具体的に規定して、調査等の結果を適切な			
	現行の内	時期に公表し、これに基づき住民及び市町村 トレスカル 東光光に対し効変的に環境保令		
	容で効率	としており、事業者に対し効率的に環境保全	上の兄地から牝思を	
	的といえ	求めることができる制度となっている。	ナサウナマー しに 6	
	また、他の法令による手続との調整について規定することにより うか。 り手続の重複を回避するなど、条例の目的達成のため、本条例は か変的な内容をなっている			
	# * ~ 싶	効率的な内容となっている。	※おに理接への配度	
	基本方針	条例で定める環境アセスメント手続は、事		
	適合性	を促すことにより、県政運営の総合的・基本 		
	保政の基 画「かながわグランドデザイン」<基本構想>において、 本的な方 ギー・環境分野の 2025 年にめざすすがたで掲げている「		·	
	している 「「「し、正未なこす」、この治動の担い子が、より慎極的に環境に			
討	のでする 配慮して行動することにより、持続可能な社会の構築」を目指す			
型刀				
	適法性			
	一意法、法			
	しない	放するために必要がり占達的な範囲的であり しない。		
	か。) C'ON 10		
	その他	環境影響評価制度のあり方について、環境影響評価審査会の意 審査会答申と条例改正		
		見を聴いた上で県民意見募集を行い、平成26年3月に条例及び規		【第1次答申】図書の電子縦覧の
		則を改正するとともに手続期間短縮のため運	導入 (亚式22年冬例第54年)	
			(平成23年条例第54号) 【第2次答申】実施計画書説明会	
			の導入	
			(平成25年条例第71号)	
				【第3次答申】縦覧期間の短縮
				(平成26年条例第25号)
見				
直				
				・廃止及び運用の改善
### ### ### #########################				
果 5 廃止を検討する。				